

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年10月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 報告事項
- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 5号 作付変更届について
 - 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 洋 一 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |

北澤正之委員
笹岡大介委員
長谷川浄二委員
廣川久一委員
矢代誠一委員
吉田精一委員
渡辺秀人委員

小池秀一委員
高山弘則委員
原田孝一委員
松岡博一委員
山谷秀昭委員
吉田昇委員

推進委員欠席委員 1名

松下正樹委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	阿部勝峰
経営基盤係係長	上林裕則
経営基盤係主任	長谷川義隆
経営基盤係 一般任用主事	味田佐恵子

午前9時25分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

7番、田邊稔委員、13番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号、議第2号及び議第5号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

50ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定61件、面積41万826.3平米、再設定65件、面積27万7,183.38平米、合計では126件、面積68万8,009.68平米であります。

それでは、戻りまして、1ページの64番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

64番及び65番の2件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

64番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

65番は、新屋地内の農地2筆、7,787平米。

以上2件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の66番から27ページの124番までの59件、合計面積40万1,016.3平米は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、66番から順に御説明いたします。

66番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、981平米。

67番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、519平米。

2ページをお願いします。

68番は、井栗地内ほかの農地6筆、4,249平米。

69番は、西中地内の農地2筆、2,520平米。

70番は、東鱒田地内の農地1筆、347平米。

71番は、福島新田地内の農地1筆、3,408平米。

72番は、福島新田地内の農地1筆、1,710平米。

73番は、金子新田地内ほかの農地9筆、8,735平米。

4ページをお願いします。

74番は、大宮新田地内ほかの農地13筆、1万9,615平米。

75番は、大宮新田地内ほかの農地17筆、2万428平米。

76番は、大宮新田地内ほかの農地18筆、2万585平米。

6ページをお願いします。

77番は、大宮新田地内ほかの農地13筆、1万4,613平米。

78番は、大宮新田地内の農地2筆、2,022平米。

79番は、鶴田地内の農地3筆、3,932平米。

80番は、鶴田地内の農地2筆、2,462平米。

8ページをお願いします。

81番は、柳川新田地内の農地18筆、1万2,858平米。

82番は、柳川新田地内の農地4筆、2,959平米。

83番は、柳川新田地内の農地3筆、3,007平米。

84番は、大宮新田地内ほかの農地7筆、6,584平米。

85番は、柳川新田地内の農地5筆、6,811平米。

10ページをお願いします。

86番は、鶴田地内ほかの農地7筆、8,578平米。

87番は、柳川新田地内の農地1筆、340平米。

88番は、柳川新田地内の農地5筆、7,039平米。

89番は、柳川新田地内の農地2筆、462平米。

90番は、柳川新田地内の農地3筆、1,300平米。

91番は、柳川新田地内の農地1筆、2,003平米。

92番は、大宮新田地内ほかの農地4筆、2,668平米。

12ページをお願いします。

93番は、柳川新田地内の農地1筆、119平米。

94番は、柳川新田地内の農地1筆、2,023平米。

95番は、鶴田地内ほかの農地16筆、1万8,802.08平米。

96番は、鶴田四丁目地内の農地5筆4,356平米。

97番は、井栗地内ほかの農地26筆、1万8,976.61平米。

14ページをお願いします。

98番は、東大崎一丁目地内の農地12筆、1万1,229.61平米。

99番は、東大崎一丁目地内ほかの農地6筆、5,769平米。

100番は、東大崎一丁目地内ほかの農地9筆、5,071平米。

16ページをお願いします。

101番は、東大崎一丁目地内ほかの農地14筆、1万4,687平米。

102番は、東大崎地内ほかの農地6筆、5,699平米。

103番は、上野原地内の農地2筆、1,031平米。

104番は、上野原地内の農地1筆、2,062平米。

18ページをお願いします。

105番は、北入蔵一丁目地内の農地4筆、3,190平米。

106番は、西潟地内ほかの農地10筆、9,862平米。

107番は、柳沢地内ほかの農地22筆、1万9,298平米。

20ページをお願いします。

108番は、上保内地内の農地32筆、1万6,824平米。

109番は、東鱒田地内ほかの農地5筆、6,945平米。

110番は、東本成寺地内ほかの農地19筆、9,983平米。

22ページをお願いします。

111番は、如法寺地内の農地4筆、9,572平米。

112番は、如法寺地内の農地1筆、960平米。

113番は、如法寺地内ほかの農地12筆、1万3,157平米。

24ページをお願いします。

114番は、如法寺地内の農地4筆、7,048平米。

115番は、如法寺地内の農地4筆、6,933平米。

116番は、如法寺地内の農地 2 筆、1,921 平米。

117番は、如法寺地内の農地 3 筆、6,909 平米。

118番は、片口地内ほかの農地 3 筆1,274 平米。

119番は、新保地内の農地 2 筆、1,042 平米。

26ページをお願いします。

120番は、鬼木新田地内ほかの農地 6 筆、1 万3,504 平米。

121番は、福島新田地内の農地 2 筆、1,419 平米。

122番は、福島新田地内の農地 4 筆、9,910 平米。

123番は、新堀地内の農地 2 筆、2,991 平米。

124番は、濁沢地内の農地 3 筆、7,714 平米。

以上59件は、新潟県農林公社が新規に 5 年または10年間利用権設定をするものであります。

次の125番から50ページの189番までの65件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第 3 調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

7 番、田邊稔委員。

第 3 調査部会長（7 番田邊 稔委員）

改めて、おはようございます。第 3 調査部会長、7 番、田邊です。着座にて報告させていただきます。

それでは、第 3 調査部会の調査結果について御報告いたします。

第 3 調査部会では、10月25日午前 9 時から三条市役所 2 階大会議室におきまして、部会員と野崎会長、栗原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時25分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定61件、再設定65件、合計件数126件、面積68万8,009.68平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権を設定する案件以外の67件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする59件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

64ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定24件、面積40万1,016.3平米、利用権移転8件、面積4万4,309.61平米、合計では32件、面積44万5,325.91平米であります。

51ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、曲渕三丁目地内の農地2筆、1,500平米。

2番は、井栗地内ほかの農地6筆、4,249平米。

3番は、西中地内の農地2筆、2,520平米。

4番は、東鱈田地内の農地1筆、347平米。

5番は、福島新田地内の農地2筆、5,118平米。

52ページをお願いします。

6番は、東光寺地内ほかの農地9筆、8,735平米。

7番は、大宮新田地内ほかの農地130筆、14万408平米。

55ページをお願いします。

8番は、鶴田一丁目地内ほかの農地21筆、2万3,158.08平米。

9番は、井栗地内の農地10筆、6,145.61平米。

56ページをお願いします。

10番は、井栗地内の農地4筆、3,986平米。

11番は、井栗一丁目地内の農地12筆、8,845平米。

12番は、東大崎一丁目地内の農地12筆、1万1,229.61平米。

13番は、東大崎地内ほかの農地9筆、8,792平米。

14番は、柳沢地内の農地1筆、1,676平米。

15番は、北入蔵一丁目地内ほかの農地32筆、2万7,041平米。

58ページをお願いします。

16番は、牛ヶ島地内ほかの農地22筆、2万645平米。

17番は、牛ヶ島地内ほかの農地10筆、8,515平米。

18番は、上保内地内の農地32筆、1万6,824平米。

60ページをお願いします。

19番は、西鱒田地内ほかの農地5筆、6,945平米。

20番は、片口地内ほかの農地54筆、5万8,799平米。

21番は、鬼木新田地内ほかの農地6筆、1万3,504平米。

62ページをお願いします。

22番は、福島新田地内の農地2筆、1,419平米。

23番は、福島新田地内ほかの農地6筆、1万2,901平米。

24番は、濁沢地内の農地3筆、7,714平米。

以上24件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。続きまして、利用権移転の案件について御説明いたします。

25番は、平成29年11月の総会において、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の如法寺地内の農地3筆、6,522平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

26番は、平成26年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の井栗地内の農地6筆、4,200平米について、耕作者の変更がありました。

27番は、平成27年11月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の月岡四丁目地内ほかの農地5筆、3,407.61平米について、耕作者の変更がありました。

28番は、平成29年11月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の柳川新田地内の農地4筆、5,725平米について、耕作者の変更がありました。

29番は、平成29年11月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の柳川新田地内の農地3筆、3,963平米について、耕作者の変更がありました。

30番は、平成30年9月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされまし

た利用配分計画のうち、記載の井栗地内の農地 6 筆、5,095 平米について、耕作者の変更がありました。

31 番は、令和元年 10 月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の柳川新田地内の農地 7 筆、9,723 平米について、耕作者の変更がありました。

64 ページをお願いします。

32 番は、令和 2 年 11 月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の柳川新田地内の農地 5 筆、5,674 平米について、耕作者の変更がありました。

以上 8 件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に、調査部会の調査結果を報告をお願いいたします。

7 番、田邊稔委員。

第 3 調査部会長（7 番田邊 稔委員）

議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定 24 件、利用権移転 8 件、合計件数 32 件、面積 44 万 5,325.91 平方メートルで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、発言をお願いいたします。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 2 号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 3 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

66ページを御覧願います。今月の申請は5件で、合計面積1万2,481平米であります。

65ページにお戻りを願います。

11番は、福島新田地内の農地2筆、1,062平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

12番は、上須頃地内の農地1筆、1,014平米を同一世帯内において、譲受人が贈与により取得するものであります。

13番は、前谷内地内ほかの農地5筆、974平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

66ページをお願いします。

14番は、帯織地内の農地1筆、340平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

15番は、笹巻地内の農地4筆、9,091平米を譲受人が譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、贈与によるもの4件、使用貸借によるもの1件、合計5件、面積1万2,481平方メートルで、書類審査及び現地確認結果の詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

68ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積1,777平米であります。

67ページにお戻りをお願いします。

12番は、嘉坪川二丁目地内の農地1筆、330平米を売買により取得し、集合住宅1棟及び駐車場7台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条総合病院北西380メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の60番で農地法第5条の許可申請がなされております。

13番は、石上三丁目地内の農地2筆、512平米を売買により取得し、建売住宅3棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、消防本部北側850メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の61番で農地法第5条の許可申請がなされております。

14番は、三竹二丁目地内の農地1筆、211平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、消防署東分遣所北西170メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の62番で農地法第5条の許可申請がなされております。

15番は、三竹二丁目地内の農地1筆、185平米を売買により取得し、宅地分譲1区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、消防署東分遣所北東170メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の63番で農地法第5条の許可申請がなされております。

68ページをお願いします。

16番は、計画変更のみの申請で、上保内地内の農地2筆、109平米を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR信越本線保内駅東側110メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

17番は、安代地内の農地1筆、430平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円で

あります。場所につきましては、大面小学校北西90メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の64番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数6件、面積1,777平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

72ページを御覧願います。今月の申請は15件で、合計面積1万1,104.79平米であります。

69ページにお戻りを願います。

60番から64番の5件につきましては、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説

明は省略させていただきます。

70ページをお願いします。

65番は、新光町地内の農地3筆、1,819平米を売買により取得し、既存宅地709.66平米と一体利用し、建売住宅9棟、宅地分譲2区画及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条総合病院北西480メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

66番は、塚野目三丁目地内の農地1筆、165平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条信用金庫塚野目支店の東側190メートル付近で、500メートル以内に医療施設及び公共施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

67番は、下坂井地内の農地3筆、246平米を使用貸借権の設定により、既存宅地147.79平米と一体利用し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、東三条駅南側210メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

68番、69番は、令和2年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

68番は、三柳地内の農地5筆、2,765平米を売買により取得し、北側に隣接する69番の三柳地内の農地2筆、2,015平米と一体利用し、工場1棟、駐車場33台、緑地及び調整池の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円です。なお、69番につきましては、賃貸借権の設定によるものであります。場所につきましては、第四中学校の南東530メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

70番は、上保内地内の農地4筆、230.82平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場1台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、保内駅東側170メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

71番は、金子新田地内の農地5筆、272.97平米を賃貸借権の設定により、駐車場11台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点東側400メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

72番は、大島地内の農地5筆、738平米を売買により取得し、資材置場及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大島小学校南西750メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

72ページをお願いします。

73番は、小古瀬地内の農地1筆、483平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車

場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、ただいま一と西側1.5キロメートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

74番は、高屋敷地内の農地1筆、702平米を贈与により取得し、工場1棟、車置場、駐車場4台ほかの用地として利用したいものです。場所につきましては、新五十嵐橋東詰交差点南側250メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数15件、面積1万1,104.79平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、68番及び69番を除き県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方は御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、68番、69番を除く案件、合計13件については許可することとし、68番、69番の案件については新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を

お願いいたします。

農政対策部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

おはようございます。農政対策会議の結果を報告させていただきます。着座にてよろしくお願いいたします。

農政対策部会は、10月20日午後1時30分から三条市役所2階会議室において、栗原会長代理の出席を得まして開催しました。

議題は、9月30日の農業委員会総会での付託を受けました令和4年度三条市農林関係施策の要望についてのほか、令和3年度農地パトロールについてであります。

令和3年度農地パトロール（後期）については、この後事務局から詳しい説明があると思いますので、省略させていただきます。

令和4年度三条市農林関係施策の要望についてであります。審議の結果、報第2号農政対策部会の結果報告についてのとおりとし、市長に要望することになりました。なお、要望の項目は昨年度と同じく10項目といたしました。

それでは、1ページ以降の要望について、昨年度との主な変更点について説明いたします。

3ページ、3、農業経営基盤の整備についてを御覧ください。

(1) についてですが、市内には条件の悪い小規模な農地が残っており、耕作放棄地を生み出す一因となっておりますので、基盤整備等の予算措置を考慮して要望することといたしました。

5ページの5、米政策の着実な推進について、(2)の新型コロナウイルス感染症の影響により米の需要が減少し、農協からの仮渡金が減額されていることから、市独自の緊急的な支援策の検討を追加いたしました。これは、先月私のほうで皆さんに追加したらどうでしょうかと諮り、皆さんから、承認されたことで上げさせていただいております。

6ページの7、果樹栽培農家に対する助成措置については、近年の霜、ひょう害による和梨の収穫量が減少し、果樹農家の経営が逼迫していることを追加いたしました。

以上、昨年度との主な変更点については、説明したとおりであります。

この要望について、11月12日午後1時から会長、会長代理、農政対策部会の正副で市長に面会し、提出することになりました。

要望書は皆さんに配付してあると思いますが、そのほかに特に口頭でお願いするというので、3の農業経営基盤の整備については、栗原会長代理から言葉で強く言っていただくということをお願いしてあります。

そのほか、捧部会長代理から、小規模農家で困っている人、細かく経営しているのに困っている人、こういう大きい農家だけの制度じゃなくて、小さい農家のことも支援してくれということでも口頭で強く要望することにしてあります。

それから、田邊部会長代理からは女性の目線から一つ言葉でさせていただきます。私

のほうからは野焼き、もしくはもみ殻、堆肥等のことについて要望したいと考えております。全般として会長のほうからまた発言をさせてという計画でやっていきますので、皆さん御協力よろしくお願い申し上げます。

以上で報告終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、事務局から要望書の中で一部訂正について説明をいたしますので、上林係長、お願いいたします。

事務局（上林経営基盤係長）

では、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、市長への要望書の中、2ページ御覧ください。中ほど、(2)、産業として成り立つ農業の確立についてという項目がございます。そちらの2行目、「引き続き（削除）」となっておりますが、この「削除」というのは今回の要望書の中には入れませんので、こちらすみません、こちらのちょっと文章誤りということで、この「削除」というところは消していただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

坂井委員。6番。

6番（坂井浩行委員）

6番、坂井です。どうも農政対策部会での協議御苦労さまでございます。こちらの案のほうで、ちょっと質問させていただきたい点がありますので、お願いします。

2ページの人・農地プランについての内容なんですが、農業者のアンケートや地域での話合いを行い、地域の現状や将来の課題を共有し、将来の方針を作成といった農地プランを実際に取り組んでまいりましたとありますが、現に集落、地域におきましてあったのというか、自分の集落での実情に合わせた話合いというのがなされたようなことがちょっと私には覚えありませんし、皆さんに農林課から示された人・農地プランには大体分かっていらっしゃるというか、ほとんど知らないという声が返ってくるものですから、この辺に対して、このまま進んでいいのかというちょっと質問がありますので、よろしくお願いします。

事務局（阿部事務局長）

ありがとうございました。今ほどの質問の趣旨といたしましては、この人・農地プランを策定する段階で計画を策定することを実質化と呼んで取り組んでまいりまして、その中で地域の中で話合い等を持ちながらということではありましたが、なかなかその計画が浸透していないという趣旨かと思っておりますので、そういった問題意識を情報共有するとか、計画を共有するとか、そういったところをまず十分されていないのかなという印

象も今の質問から受けたんですけれども、実質化の後、今度実行という段階に入ってくるわけですが、その段階ではまた地域に入りながら情報共有を図って進めていかなければいけないと思っております。

以上です。

6 番（坂井浩行委員）

私の認識では、実行というのは計画したものを実行に移すという考えでいるんですが、実行、そちらの考えでは実行というのはこの話合いを進めていくということも実行に入るといふことなんでしょうか。

議長（野崎会長）

私のほうからは、ちょこっと回答になるかどうか分かりませんが、これはあくまでも市長へ対する、市長に対して農林関係の施策の要望なんですから、今坂井委員が問題点を指摘されているかと思えます。そんな中で、私のほうから市長に対して今の発言に基づいて、私もこの人・農地プランについて少し興味がありますので、市長の意見をお伺いして判断してまいりたいと思えます。そしてまた、三条市としてやっぱりバックアップをお願いしたいということを強く強調してまいりたいと思えますので、どうかよろしく御理解のほどお願いいたします。

6 番（坂井浩行委員）

会長、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。今坂井委員さんが言われたのは、私が理解したところプランの実質化に取り組んでまいりましたということなんですけど、実質化がされていないという指摘ですよ。どうやって実質化を図るんだということの方法論が何も示されていない。おまえら勝手にやれと、こういうような状況なわけです。それに対して農業委員や推進委員の役割というものを国がいろいろ示しているわけですが、これが実際に農林課と農業委員会と我々と意思疎通が図られていない、実際に行われていないということ踏まえると、今会長が言われたようにやはり首長さんから実質化を図れとやっぱり指示をしていただかなければなかなか物事は動いていかないんじゃないかというふうに考えています。ただ、この実質化を図るといふのはなかなか運動量が必要になるろうかと思えますので、それをするためにはいろいろな手段、方法、能力、資金、いろいろなのがかかってくるので、一朝一夕にすぐに物事が進むかと言われれば難しいところもあるだろうと思えますけれども、ただやっぱりそのトータルののがリーダーシップを取って、やるんだよと、やりましょうよという一声をかけてもらいたいということが坂井委員さんのお考えになっている部分があるんじゃないかなと私はそのように推察をしておりますので、会長にはくれぐれもそこら辺のところを酌んでいただいて、1回言っただけだということにならないようにひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

議長（野崎会長）

そのようにやるつもりでございますし、正直話、市長がこの問題について大変頭悩んでおります。どうしたらいいかということで、先般、市長になられてから1度あるところでこの話、協議する場所がありました。そのときに私のほうから今農業委員会で一番問題になっているのは人・農地プランなんだと。どのように進めていったらいいか、クエスチョンマークが付きますよと。農業委員会だけでは恐らく無理でしょうと。できれば行政の立場、主に農林課サイドから強く。ただ会合をやったんじゃないかと、やはり農家に対してどのように考えているのかということ聞きながらまとめ上げていくのが人・農地プランじゃなかろうかと。ぜひ市長さんもこの内容については恐らくまだ理解深めていないかと思しますので、強く私のほうからこれを要望させていただきますので、どうかひとつ勉強してくださいと申し上げておきました。来月12日に市長と面談することになったんですが、そのときにまたそう一言付け加えて、今廣川委員さん、そして坂井委員の言われたことを肝に銘じて私の意見として持ち上げていきたいなと思っていますので、どうか御理解のほどお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら、御発言いただきたいと思えます。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、30日午前9時半から開会を予定しております。会場は栄庁舎の予定になっておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして定例総会を終了させていただきます。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 7 番）

議事録署名委員（ 1 3 番）
